(3)　 有料通行カード利用に伴うポイントサービスの未利用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 警察本部総務部　会計課 | 大阪府警察本部各課及び各警察署等においては、高速道路を通行する際に、法人用のＥＴＣスルーカードＮを利用しているが（平成25年度　約2,350万円執行）、通行料金の支払額に応じてポイントが貯まり、ポイントを還元額と交換できる「ＥＴＣマイレージサービス」の登録を行っていなかった。  警察本部においては、以下の理由により利用には至っていない。  ・高速道路利用の大部分を占める阪神高速道路（阪神圏）がサービス対象外であること  ・所属によってはインターネット環境が整っておらず、同サービスへの登録・利用状況確認等が円滑に行えないこと  ・本部各課及び各署において多数のカードを利用しており、ポイントが分散されるため一概に経済的効果が高いとは言えないこと  (例)　西日本高速道路株式会社の道路を利用の場合、１回の利用毎、10円につき１ポイントが付与される。（ただし、カード毎にポイント付与され、付与されたポイントは複数のカードで合算できない。）   |  |  | | --- | --- | | ポイントの交換単位 | 還元額（無料通行分） | | 1,000ポイント | 500円分 | | 3,000ポイント | 2,500円分 | | 5,000ポイント | 5,000円分 | | 【改善を求めるもの（意見）】  ＥＴＣマイレージサービスによる還元額は無料通行分として使用できるうえ、登録は無料であり、年会費も不要であるため、同サービスの登録を行うことによる経済的効果は高い。  経済性の観点から、同サービスによるポイント付加が見込まれる高速道路の利用実態に合わせて、同サービスへの登録を行うことを検討されたい。 | 各所属毎の「ＥＴＣスルーカードＮ」の枚数、高速道路の利用実態、公用車へのＥＴＣ車載器の搭載状況等を総合的に勘案し、経済効果が見込まれるＥＴＣ車載器の搭載車両を有する所属について、ＥＴＣマイレージサービスの登録を実施することとした。 |